

り よう けい やく しょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくすみかい
社会福祉法人 福角会

きょうどうせいかつえんじょじぎょう
共同生活援助事業

ほ - む す
きずなホームズ

きょうどうせいかつえんじょじぎょう きずな ほーむず りようけいやくしょ
共同生活援助事業 きずなホームズ 利用契約書

きずな ほーむず りよう きぼう もの い か りようしや しやかいふくしほうじん
きずなホームズの利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人
ふくずみかい きずな ほーむず い か じぎょうしや りようしや たい ていきょう してい
福角会 きずなホームズ（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供 する指定
きょうどうせいかつえんじょじぎょう かいごさーびすほうかつがた つぎ けいやく
共同生活援助事業（介護サービス包括型）について、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

だい じょう けいやく しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しやかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
とうかんけいほうれい りねん のつと りようしや じりつ しやかいけいざいかつどう きんか そくしん じ
等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事
ぎょうしや こべつしえんけいかく もと りようしや たい ひつよう さーびす てきせつ おこな さいだ
業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定
めます。

けいやくきかん
(契約期間)

だい じょう ほんけいやく けいやくきかん れいわ ねん がつ ひ れいわ ねん がつ ひ
第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日ま
でです。

ほんけいやくきかんまんりょうび いぜん りようしや しょうがいしえんくぶん へんこう う また しきゅうゆうこうきかん
本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、又は支給有効期間の
まんりょうび へんこう ばあい へんこうご しきゅうゆうこうきかん まんりょうび ほんけいやく じどうてき
満了日の変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的
におな ないよう こうしん
に同じ内容で更新されるものとします。

けいやくきかんまんりょうご おな ないよう けいやく おこな ばあい そうほう どうい じどうてき おな
契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動的に同じ
ないよう こうしん
内容で更新されるものとします。

こべつしえんけいかく
(個別支援計画)

だい じょう さーびす かんりせきにんしや りようしや お かんきょうおよ にちじょうせいかつぜんばん じょうきょう
第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況
とう つう りようしやおよ かぞく きぼう せいかつ かだい あき てきせつ しえんないよう
等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の
はあく もと こべつしえんけいかく さくせい
把握に基づき個別支援計画を作成します。

2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求
めます。

こべつしえんけいかくさくせいご かげつ かいじょうていきてき こべつしえんけいかくじっしじょうきょう はあく
3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を
おこな ひつよう おう こべつしえんけいかく へんこう おこな へんこう りようしや
行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその
かぞく せつめい ぶんしょ どうい もと
家族に説明をし、文書により同意を求めます。

サービス内容

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されている

サービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

2 サービス提供は、事業所の世話人、生活支援員等の従事者が当たります。

3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

利用料金

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス

内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担

額を支払います。ただし、訓練等給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

2 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービス内容の家賃、光熱水費、食費等について重要事項説明書の通り料金を請求します。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

利用料の支払い方法

第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月末までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

他のサービス提供者との連携

第7条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進

を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

者との連携に努めます。

せつめいぎむ
(説明義務)

だい じょう じぎょうしゃ けいやく もと ないよう りようしゃ しつもんとう たい てきせつ せつめい
第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明し
なければなりません。

そうだんおよ えんじょ
(相談及び援助)

第9条 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相
談、助言、援助を行います。

(健康管理)

だい じょう じぎょうしゃ つね りようしゃ けんこう じょうきょう ちゅうい けんこう ほ じ
第10条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため
の適切な措置を講じます。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じ
て健康保持のための適切な支援を行います。

あんぜんはいりよぎむ
(安全配慮義務)

だい じょう じぎょうしゃ さーびす ていきょう りようしゃ せいめい しんたい あんぜんかくほ
第11条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に
配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じて
います。

きんきゅう じ えんじょ
(緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい たひつよう ばあい
第12条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、
速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が
指定する者に速やかに連絡します。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

だい じょう じぎょうしゃ りようしゃ また た りようしゃ など せいめい また からだ ほ ぎ きんきゅう
第13条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や
むを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いませ
ん。

ぎやくたいぼうし そち
(虐待防止のための措置)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ しんたいてき せいしんてきくつうとう ぎやくたい ぼうし せきにんしゃ
第14条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を
せっち さいび すていきょうたんどうしゃ ぎやくたいぼうしけいはつ ていきてきけんしゅう じっし
設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

ひみつ ほじ
(秘密の保持)

だい じょう じぎょうしゃ ぎょうむじょうし え りょうしゃ かぞくなど ひみつ ほじ
第15条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密
を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、
職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供
する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

くじょうかいけつ
(苦情解決)

だい じょう りょうしゃおよ かぞく じぎょうしゃ ていきょう さいびす かん くじょう
第16条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある
場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営
適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善
の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として
利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

けいやく しゅうりょう
(契約の終了)

だい じょう りょうしゃ していきょうどうせいかつえんじょ りょう けいやく しゅうりょう ばあい かいじょう
第17条 利用者は、指定共同生活援助の利用の契約を終了する場合は7日以上
予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができ
ます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を
行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉
サービスを実施しない場合。

(2) 事業者が秘密の保持(守秘義務)に違反した場合。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける

おそ ばあい じぎょうしゃ てきせつ たいおう ばあい
恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2 事業者は、利用者が以下の事由に該当する場合には、契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 利用者またはその家族その他関係者が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により従業者または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがある場合。

① 上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断される場合。

② サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難である場合。

③ その他、事業運営上やむを得ない事由がある場合。

(4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。

(6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。

(7) 利用者が死亡した場合。

そんがいばいしょう (損害賠償)

第18条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

みもとほしょうにん (身元保証人)

第19条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者^{りようしや}の責^{せき}により事業者^{じぎょうしや}に損害^{そんがい}を与^{あた}えた場合^{ばあい}、利用者^{りようしや}と連携^{れんけい}し当該損害^{とうがいそんがい}を賠償^{ばいしょう}すること。
- (2) 契約解除^{けいやくかいじよまた}又は契約終^{けいやくしゅうりよう}了^{りよう}の場合^{ばあい}、利用者^{りようしや}の状^{じょうたい}態^{たい}に見合^{みあ}った適切^{てきせつ}な受入^{うけい}れ先^{さき}確保^{かくほ}に努^{つと}めること。

第20条 (利用者等による不当な言動等への対応)

利用者またはその家族その他関係者(以下「利用者等」という。)は、従業員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。

- 2 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
- 3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。
 - ① 面談や電話等の制限
 - ② 職員立会いのもとでの対応限定
 - ③ サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - ④ サービス利用契約の解除(やむを得ない場合に限り)
- 4 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関(相談支援事業所、市町担当課等)と連携します。
- 5 利用者等の言動が、従業員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

(協議事項)

第21条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者^{りようしや}と誠意^{せいい}をもって協議^{きょうぎ}するものとします。

ほんけいやく かぞく こうけんにとん たちあい けいやく ていけつ ぼあい たちあいにらん しょめい
本契約について、家族・後見人等の立会にて契約を締結する場合は、立会人欄に署名
おういん
押印するものとします。

じょうき けいやく せいりつ しょう けいやくしょ つう さくせい りようしやおよ じぎょうしや しょ
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が署
めいおういん うえかくじ つう しょじ
名押印の上各自1通を所持します。

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

りようしやじゆうしよ
利用者住所 _____

しめい
氏名 _____ 印

たちあいにんじゆうしよ
立会人住所 _____

しめい
氏名 _____ 印

ほんにん かんけい
本人との関係 ()

じぎょうしやしょざいち えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち
事業者所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

じぎょうしやめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
事業者名 社会福祉法人 福角会

だいひようしや りじちよう やま さき たかし
代表者 理事長 山 崎 隆 印